

上天草市ホームページ広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 上天草市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）における広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に関しては、上天草市有料広告事業基本要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領によるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 掲載する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 上天草市有料広告掲載基準

(2) 上天草市ホームページ広告掲載基準

(広告の位置及び枠数)

第3条 広告掲載を行うホームページの広告位置は、ホームページの目的を妨げない限度において、市が指定する位置とする。

2 広告の枠数は、10件以内とする。

(広告掲載の期間)

第4条 広告を掲載する期間の単位は、月又は年とする。

2 広告を掲載する開始日（以下「掲載開始日」という。）は、前項の月単位とする場合は、広告を掲載する月の1日とする。ただし、年単位とする場合においては、4月1日とする。

3 広告を掲載する終了日（以下「掲載終了日」という。）は、第1項の月単位とする場合は、広告を掲載する月の最終日とする。ただし、年単位とする場合においては、掲載開始日の属する年の翌年3月31日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が上天草市の休日定める条例（平成16年条例第2号）第1条第1項各号に定める日に当たる場合は、同条例第2条本文の規定を準用する。

(広告取扱事業者による広告の取扱い)

第5条 市は、広告掲載に関する事務を広告掲載に関する事務を業とする者（以下「広告取扱事業者」という。）に委託することができる。

(広告掲載の申込み及び適合検査)

第6条 市ホームページへの広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載者」という。）は、第4条第1項の単位により、掲載を申し込まなければならない。ただし、広告掲載者が同項の月単位とする場合においては、複数月で掲載を申し込むことを妨げない。

2 広告掲載者は、上天草市ホームページバナー広告掲載申込書により広告の掲載を申し込まなければならない。

3 市は、前項の申込みがあった場合は、第2条の規定により審査を行い、掲載を決定する。その場合において、市は、その結果を上天草市ホームページバナー広告掲載決定（却下）通知書により広告掲載者に通知しなければならない。

4 市は、前項の審査の結果、広告掲載者が第3条2項の募集枠数を超える場合は、次の各号の順位で選考を行う。

(1) 上天草市内に事務所、事業所、店舗、工場、営業所等を有する事業者（以下「市内事業者」という。）

(2) 事業内容が公共的性格を有する事業者

(3) 掲載期間が長期の事業者

(4) 第6条1項の申込書の到達順

5 前項による選考を行った結果においても、なお広告掲載者が募集枠数を超える場合は、抽選により決定する。

6 前4項の規定は、第5条の委託を行う場合には適用しない。ただし、この場合において、市は、広告掲載について同条の広告取扱事業者と特段の定めをすることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告掲載者は、第4条第2項の掲載開始日の前月10日までに、広告物の原稿を市（第5条の委託を行う場合にあっては、広告取扱事業者）に提出するものとする。

2 市は、前項の規定により提出された広告原稿の内容が、第2条の規定に反すると判断した場合は、広告掲載者（第5条の委託を行う場合にあっては、広告取扱事業者。）に改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(広告掲載料)

第8条 1 枠当たりの広告掲載料は、次表のとおりとする。

広告掲載者	単位	広告掲載料
市内事業者	月	5,000円
その他の事業者	月	8,000円
市内事業者	年	55,000円
その他の事業者	年	88,000円

2 広告掲載料は一括前納しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、分割又は後納とすることができる。

3 市が第5条の委託を行う場合は、市は、第5条の広告取扱事業者と広告掲載料について特段の定めをすることができる。

(広告掲載の取消し)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の決定を取消し

又は直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広告掲載者又は、広告取扱事業者が、第7条第2項の市の命に従わないとき

(2) 広告掲載者又は、広告取扱事業者が、第8条各項の広告掲載料を支払わないとき

(広告掲載料の不還付)

第10条 納付済みの広告掲載料は、還付しない。ただし、広告掲載者又は、広告取扱事業者の責によらない理由により、広告掲載を中止もしくは中断、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告の変更)

第11条 広告掲載者は、第4条第1項の年単位とする場合又は、第6条第1項ただし書きの申込みを行った場合は、広告の内容を毎月1日をもって変更することができる。この場合においては第4条第4項の規定を準用する。

2 広告掲載者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、第7条第1項の規定に準じて、広告原稿の作成及び提出を行うものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿は、第7条第2項の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第12条 広告掲載者は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して7日前までに、市（第5条の委託を行う場合にあっては広告取扱事業者）に届け出るものとする。

2 市は、前項の届け出があった場合は、直ちに第2条の規定により審査を行うとともに、リンク先の変更の可否について決定しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 広告掲載者は、広告掲載者としての権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載者の責務)

第14条 広告掲載者は、広告及び広告掲載者が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告掲載者は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告掲載者の責任及び負担において解決しなければならない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。